

2021年度 第1回 学校法人北里研究所 医療安全監査委員会 監査報告書

2021年7月27日

学校法人北里研究所
理事長 小林 弘祐 殿

学校法人北里研究所
医療安全監査委員会
委員長 山口 育子

学校法人北里研究所医療安全監査委員会規程第2条に基づき監査を実施しましたので、以下の通り報告致します。

1. 監査の方法

学校法人北里研究所医療安全監査委員会規程第2条に基づき、北里大学病院における医療安全に係る業務の状況について、病院長、医療安全管理責任者、医療の質・安全推進室室長等から説明及び提出資料の確認を行い、質疑応答等の方法によって以下の監査委員が監査を実施した。また、前回に引き続き新型コロナウイルス禍という状況を鑑み、委員会はオンライン会議形式で開催した。

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 山口 育子 (認定NPO法人 ささえあい医療人権センターCOML 理事長) |
| 委員 | 矢野 真 (日本赤十字社 医療事業推進本部 総括副本部長) |
| 委員 | 林 泰広 (社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷横浜病院 院長) |
| 委員 | 亀森 康子 (自治医科大学附属さいたま医療センター 医療安全・渉外対策部 副部長) |
| 委員 | 海野 宏行 (神奈川県弁護士会所属 みなと総合法律事務所 弁護士) |

2. 監査の実施日

2021年6月9日(水) 14:00~16:04

3. 監査実施事項

- (1) 医療安全管理体制の改善に係る取り組み
- ①北里大学病院独自の医療安全の取り組みのトピック
 - ②医療事故調査制度への報告状況
 - ③医薬品の安全管理体制
 - ④医療機器の安全管理体制
 - ⑤医療放射線の安全管理体制
 - ⑥インフォームドコンセントの実施状況
 - ⑦診療録管理体制
 - ⑧高難度新規医療技術実施状況
 - ⑨未承認新規医薬品等実施状況
 - ⑩コロナ禍における医療安全管理体制
 - ⑪特定機能病院相互のピアレビュー

①~⑪のそれぞれの項目について担当者より説明があり、随時、質疑応答を行った。そのなかでも①について、さまざまな積極的取り組みの成果として、医師のインシデントレポートの報告件数が増加していることが評価された。今後は、それがいかに定着するかが大切であり、各診療科のなかでどう取り扱うかが課題であるとの指摘があった。

また、インシデントや過誤にとらわれず、患者に不利益なことがあれば報告する意識の涵養が必要であるとの指摘があった。

②について、医療事故調査制度に関わる検討事例の定型用紙に見直しの必要性がある項目が指摘され、今後見直す方向で対応をすることを要請した。

③について、病棟の配置薬の管理について指摘があり、配置薬を使用すると処方監査、調剤監査が行き届かなくなる可能性が懸念されるため、薬剤師の関与を求める要請があった。また、病棟稼働率の高さから、退院時服薬指導と入院患者の持参薬チェックのセントラル化が今後の課題であることも判明し、指摘の点を今後引き続き対応し、次回以降の委員会で報告するよう要請した。

⑥のインフォームドコンセントに関するガイドラインの中で、代諾者の条件として任意後見人を含むという記載について指摘があり、検討した。成年後見人に関する厚生労働省のガイドラインには成年後見人等に医療同意権は含まれないことに十分留意することや、成年後見人等に同意書へのサインを強要することのないよう留意することと認められていることから、当該ガイドラインの内容の見直しが必要ではないかと指摘があり、代諾に関して表現の仕方を再度院内で検討することになった。

以上のような見直しの指摘以外は、適正に取り組まれていると判断した。

(2) 医療事故対応を踏まえた医療安全管理体制の検証

担当者より説明があり、質疑応答をおこなった。その結果、医療事故対応を踏まえた医療安全管理体制は適切に実施されていると判断した。

総括として、学校法人北里研究所医療安全監査委員会規程第2条に基づき、北里大学病院における医療安全に係る業務の状況について、病院側から説明及び提出資料の確認、精査を行い、質疑応答を行った結果、2021年度第1回学校法人北里研究所医療安全監査委員会として適正と評価、判定したことを報告する。